

谷田川を令和6年7月1日に「特定都市河川」に指定しました。

1 谷田川の現状

河川・下水道等における対策（河川・下水道管理者）

- 河川の整備
- 下水道の整備
- 排水ポンプの運転調整

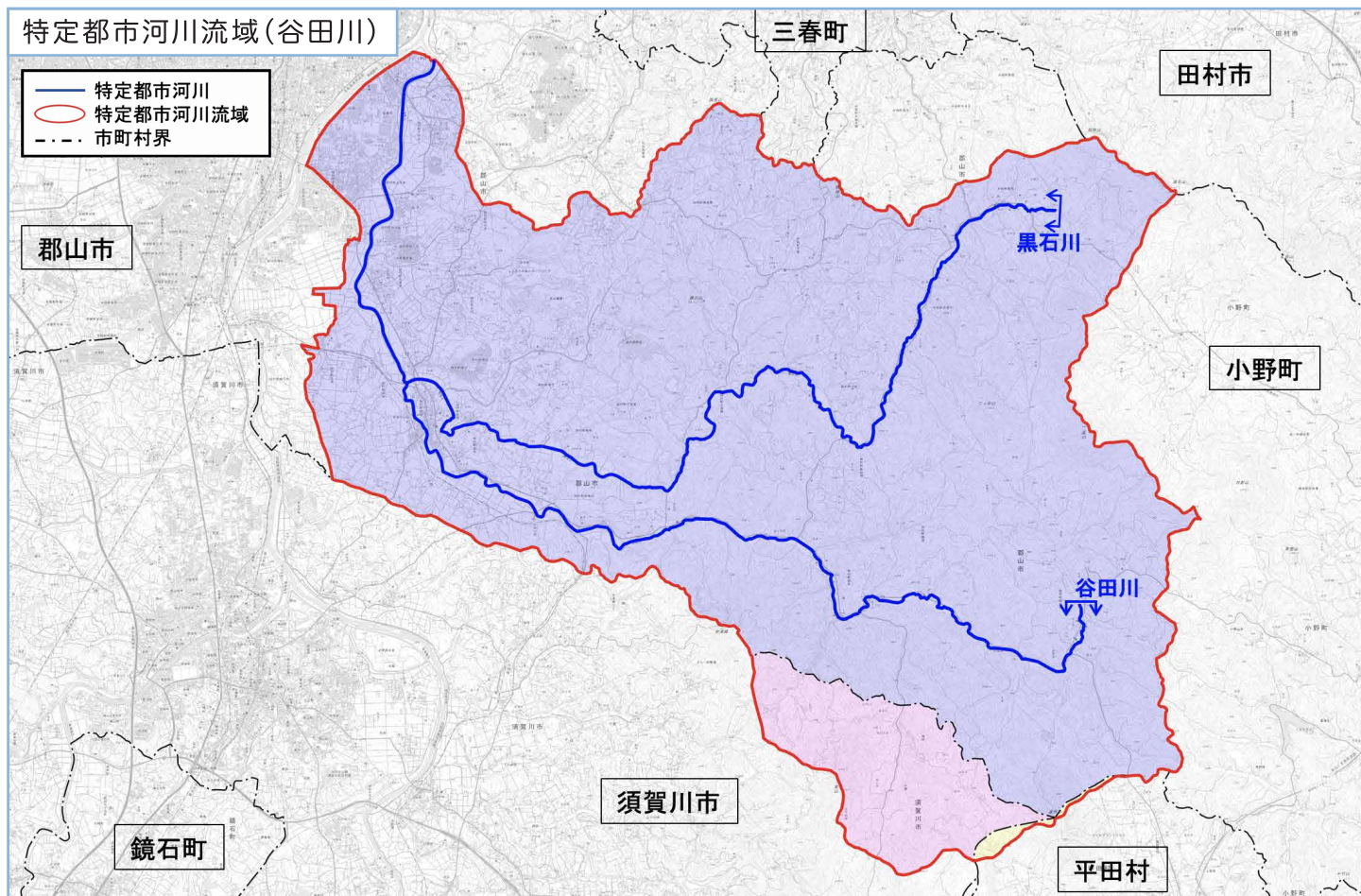
集水域における対策（都道府県・市町村・民間事業者等）

- 雨水貯留浸透施設の整備（公園貯留）
- 雨水浸透阻害行為の許可
- 都市計画法の開発の原則禁止
- 雨水貯留浸透施設の整備（民間事業者等）
- 建築の許可
- 浸水被害防止区域の指定
- 貯留機能保全区域の指定
- ※汎用域における対策にも該当

氾濫域における対策（都道府県・市町村・民間事業者等）

- 既存調整池、池沼・ため池の改良
- 保全調整池の指定
- 移転等の促進（治水とまちづくりの連携）
- 雨水貯留浸透施設の整備（校庭貯留）
- 宅地内排水設備に貯留浸透機能を付加

3. 浸水被害対策を実施していくために「特定都市河川流域」に指定しました。



4. 流域内で雨水の浸透を阻害する行為には「郡山市の許可※」が必要となります。

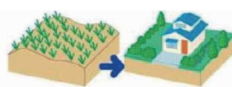
- 谷田川流域内の宅地等以外の土地で行う1000m²以上の雨水浸透阻害行為(土地の締め固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為)には郡山市長の許可が必要になります。
- 許可にあたっては技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要になります。
- 申請窓口での事前相談をお願いします。

■雨水浸透阻害行為の例

※須賀川市、平田村内においては福島県の許可が必要となります。

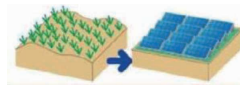
「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

耕地 → 宅地



「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置

林地 → 太陽光発電施設



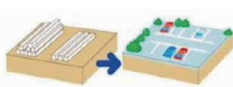
ローラー等により土地を締め固める行為

原野 → 資材置場



土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)

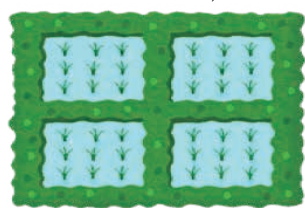
資材置場 → 駐車場(未舗装)



対象行為については、福島県の申請窓口にご相談ください。

■対策工事(例)

行為前の土地利用:水田1,000m²

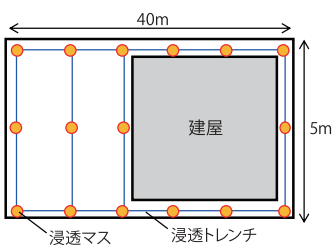


行為後の土地利用:宅地1,000m²



【対策工事】

浸透マス 16基
 浸透トレンチ 170m



■既に着手している行為の許可の取扱い

特定都市河川浸水対策法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点(令和6年7月1日)において次のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- (1)既に工事に着手している行為
- (2)都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- (3)事業採択されている等、既に事業化されている行為
- (4)都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

【問い合わせ先】

福島県 土木部 土木企画課 TEL: 024-521-7548
 県中建設事務所 企画調査課 TEL: 024-935-1449
 郡山市 建設部 河川課 TEL: 024-924-2701